

工場立地法に基づき準則を定める条例

平成十八年三月三十日

条例第三十五号

改正 平成二三年一二月二七日条例第五〇号

工場立地法に基づき準則を定める条例

題名改正〔平成二三年条例五〇号〕

(趣旨)

第一条 この条例は、工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号。以下「法」という。)第四条の二第一項及び第四項の規定により、法第四条第一項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則(以下「県準則」という。)及びこれを適用する区域を定めるものとする。

一部改正〔平成二三年条例五〇号〕

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるものは当該各号に定めるとおりとするほか、法の例による。

- 一 工場等 法第二条第三項に規定する製造業等に係る工場又は事業場をいう。
- 二 既存工場等 昭和四十九年六月二十八日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等をいう。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第三条 県準則を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとおりとする。

区域の種類	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
甲区域	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する準工業地域及び工業地域	百分の十五以上	百分の二十以上
乙区域	都市計画法第八条第一項第一号に規定する工業専用地域	百分の十以上	百分の十五以上

2 前項の表に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)を算定する場合において、緑地と工場立地法施行規則(昭和四十九年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第一号)第四条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設とが重複して存する土地及び同令第三条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に、同表に規定する甲区域(以下「甲区域」という。)内にある工場等の敷地(次条の規定により当該区域に係る同表の規定の適用を受ける工場等の敷地を含む。)にあつては百分の十五を、同表に規定する乙区域(以下「乙区域」という。)内にある工場等の敷地(同条の規定により当該区域に係る同表の規定の適用を受ける工場等の敷地を含む。)にあつては百分の十を乗じて得た面積の百分の二十五の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

一部改正〔平成二三年条例五〇号〕

(工場等の敷地が二以上の区域にわたる場合の特則)

第四条 工場等の敷地が甲区域、乙区域又はこれらの区域以外の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域内にある部分の面積の敷地面積に対する割合につき、甲区域内にある部分の面積の敷地面積に対する割合が最も高いときは当該区域に係る前条第一項の表の規定を、乙区域内にある部分の

面積の敷地面積に対する割合が最も高いときは当該区域に係る同表の規定を当該敷地について適用し、これらの区域以外の区域内にある部分の面積の敷地面積に対する割合が最も高いときは同表の規定を当該敷地について適用しない。

(既存工場等において生産施設の面積の変更が行われる場合の特例)

第五条 甲区域内に存する既存工場等(以下「甲区域既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、県準則に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次の各号に掲げる面積に応じ、当該各号に定める式によって行うものとする。

一 法準則別表第一の上欄に掲げる一の業種(以下「単一業種」という。)に属する当該甲区域既存工場等における当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは、

$G \geq 0.15S - G_1$ とし、

$0.15S - G_1 \leq 0$ のときは、 $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該甲区域既存工場等が属する法準則別表第一の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和四十九年六月二十九日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該甲区域既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

二 法準則別表第一の上欄に掲げる二以上の業種(以下「兼業」という。)に属する当該甲区域既存工場等における当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{i=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは、

$G \geq 0.15S - G_1$ とし、

$0.15S - G_1 \leq 0$ のときは、 $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該甲区域既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第一の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和四十九年六月二十九日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該甲区域既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

三 単一業種に属する当該甲区域既存工場等における当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは、

$E \geq 0.2S - E_1$ とし、

$0.2S - E_1 \leq 0$ のときは、 $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 P 、 γ 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該甲区域既存工場等が属する法準則別表第一の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和四十九年六月二十九日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該甲区域既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

四 兼業に属する当該甲区域既存工場等における当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは、

$E \geq 0.2S - E_1$ とし、

$0.2S - E_1 \leq 0$ のときは、 $E_1 \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

n 当該甲区域既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γ_j j業種についての法準則別表第一の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和四十九年六月二十九日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該甲区域既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

2 前項の規定は、乙区域内に存する既存工場等(以下「乙区域既存工場等」という。)について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「甲区域内」とあるのは「乙区域内」と、「甲区域既存工場等」とあるのは「乙区域既存工場等」と、同項第一号から第四号まで中「当該甲区域既存工場等」とあるのは「当該乙区域既存工場等」と、「0.15」とあるのは「0.1」と、「0.2」とあるのは「0.15」と読み替えるものとする。

3 既存工場等についての前条の規定の適用については、同条中「当該区域に係る前条第一項の表の規定」とあるのは「第五条第一項の規定」と、「当該区域に係る同表の規定」とあるのは「同条第二項の規定」とする。

一部改正〔平成二三年条例五〇号〕

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十三年十二月二十七日条例第五十号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。